

労働雇用契約書

非営利活動法人 NPOホットライン信州（以下甲と称す）と
（以下乙と称す）は、下記の通り雇用契約を締結する。

記

第1条 乙は甲のアルバイト臨時職員として、としてNPOホットライン信州の当該事業に従事するものとし、別紙業務を誠実に遂行することを確約する。

第2条 契約期間は、2015年9月1日から2016年3月31日までとする。

第3条 勤務ならびに給与等諸条件は次の通りとする。

- (1) 勤務日 仕事の状況に応じて別途業務日程を作成し勤務する。
- (2) 勤務時間 原則9：00～17：00の実働7時間とするが、事業の運営上本人と業務責任者（専務理事）との打ち合わせの上変更することができる。
但し、1ヵ月の労働時間は90時間以下であることとする。

勤務場所 NPOホットライン信州事務所

- (3) 給与 時給1,000円前後とし、労働密度により幅を持たせたものである。
- (4) 手当 基本的には支給なし。なお旅費についてはホットライン信州の規定に準ずる。
- (5) 給与支払 毎月15日前後に本人指定口座に振り込む。
- (6) 休日休暇 労働基準法などの規定に準ずる。
- (7) 欠勤 支払い日の時給計算により日額を差し引く。

(8) その他 一時金・退職金は支給しない。

第4条 業務遂行に伴う旅費及び、乙の自家用車を使用する場合のガソリン代等は申告に基づき別途実費を支給する。

第5条 1ヶ月の労働時間は正職員の4分の3未であるため、各種社会保険は加入しない。

第6条 乙は作業に関わる機材・書類など管理をし持ち出すことは出来ない、また、業務にかかる情報は速やかに報告と業務日誌を記入し、業務責任者（専務理事）に提出する。

第7条 乙は契約期間中はもとより終了後においても、業務に関連して知り得た事項について、第三者に一切漏洩したり利用してはならない。

第8条 本契約に定めなき事項が発生した場合は、甲、乙双方の協議の上決定する。

第8条 本契約が終了した後も、第6条、第7条は、その効力を存続させるものとする。

以上、契約を証するため、本契約書を2通作成し、署名捺印の上各々1通を保管するものとする。

2020年 月 日

甲 非営利活動法人
NPOホットライン信州
理事長 村上 晃 印

乙